

糖質カット炊飯器の“45%カット”表示訴訟—消費者庁措置命令取り消し判決を読み解く



Genspark

Jul 27, 2025

要約

2025 年 7 月 25 日、東京地方裁判所は、糖質カット炊飯器を販売する株式会社 forty-four に対して消費者庁が出した景品表示法に基づく措置命令を取り消す判決を下しました。この判決は、同社の「美味しさそのまま糖質 45%カット」などの広告表示が、通常の炊飯機能と同様の炊き上がりで糖質を低減できると示すものではないとして、景品表示法が規制する優良誤認表示には当たらないと判断したものです。この判決は、消費者庁の措置命令を取り消す初めての判決となり、広告表示規制の在り方に大きな影響を与える可能性があります。

1. 事件の概要：当事者、争点、判決内容

当事者

- 原告：株式会社 forty-four（東京都渋谷区）
- 被告：国（消費者庁）

時系列

- 2021 年～2023 年：forty-four 社が自社サイト「LOCABO オンライン」で糖質カット炊飯器「LOCABO」を「美味しさそのまま糖質 45%カット」などと宣伝
- 2023 年 3 月：国民生活センターが糖質カット炊飯器 6 銘柄のテスト結果を公表、多くの製品で広告表示の糖質カット率を達成できないと指摘
- 2023 年 10 月：消費者庁が forty-four 社に対し、景品表示法違反（優良誤認）として措置命令
- 同時期：他 3 社（ソウイジャパン、コンフォートジャパン、ケーツーカー）にも同様の措置命令
- 2025 年 7 月 25 日：東京地裁が消費者庁の措置命令を取り消す判決

争点

- forty-four 社の「美味しさそのまま糖質 45%カット」などの広告表示が、「通常の炊

飯機能で炊飯した米飯と同様の炊き上がりで、米飯に含まれる糖質（でんぷん）が45%カットできる」という意味に消費者が受け取るか

- 広告表示の裏付けとなる合理的な根拠が存在するか

東京地裁の判決内容

東京地方裁判所の鎌野真敬裁判長は以下のように判断しました：

1. 「糖質カットの炊飯機能は通常とは調理工程が異なると示されていて、消費者が通常と同様の炊き上がりになると認識するとはいえない」
2. 「おいしさそのまま」は主観的な表現であり、炊き上がった米の状態ではなく、味が劣らないことをアピールする表現にとどまる
3. 「商品の品質が著しく優良であると表示するものとはいえず、措置命令は違法」

2. 「糖質カット炊飯器」のメーカーと製品、仕組み

メーカーと製品

- メーカー：株式会社 forty-four
- 製品名：LOCABO（ロカボ）糖質カット炊飯器
- 型番：JM-C20E-B
- 特徴：5合炊き（糖質カット機能は2合まで）、定価 18,480 円前後

仕組み

LOCABO 炊飯器は以下の仕組みで糖質カットを実現すると主張していました：

1. 「煮る・湯切り・蒸す」の3つの過程でごはんを炊く独自製法「LOCABO 炊き」
2. 通常の炊飯器とは異なる二重構造の内釜を採用
3. お米を炊いた際に発生する糖質（でんぷん）がお米に付着しないよう、蒸し器のような構造を採用
4. 炊飯時に溶け出した糖質（でんぷん）を外釜に落とし、分離する設計

3. 消費者庁の措置命令の根拠

措置命令の内容

消費者庁は2023年10月26日、景品表示法第5条第1号（優良誤認表示）に違反するとして、株式会社 forty-four に対して以下の措置命令を出しました：

1. 「美味しさそのまま糖質45%カット」などの表示が実際より著しく優良であると示す違法な表示であることを一般消費者に周知すること
2. 今後、同様の表示を行わないための必要な措置を講じること
3. 表示の裏付けとなる合理的な根拠なしに同様の表示をしないこと

消費者庁の判断根拠

1. forty-four 社の広告表示は「通常の炊飯機能で炊飯した米飯と同様の炊き上がりで、

- 米飯に含まれる糖質（でんぷん）が 45%カットできる」と消費者に誤認させるもの
2. forty-four 社は消費者庁の求めに応じて表示の裏付けとなる資料を提出したが、「合理的な根拠を示すもの」とは認められなかった
 3. 景品表示法第 7 条第 2 項の不実証広告規制により、合理的な根拠が示されない場合は優良誤認表示とみなされる

4. 東京地裁が措置命令を取り消した判決理由の詳細分析

判決の主な論点

1. 表示の受け止められ方
 - 「美味しさそのまま糖質 45%カット」などの表示から、消費者が「通常の炊飯と同様の炊き上がり」と認識するか
 - 消費者庁：そのように認識すると主張
 - 東京地裁：そのように認識するとはいえないと判断
2. 商品説明の内容
 - 判決は、商品説明には「一般的な炊飯器とは構造が異なり、でんぷんの付着も通常と違うことが示されている」と指摘
 - 「そのまま」という文言は炊き上がりではなく「味」を指すと解釈
3. 優良誤認表示の該当性
 - 東京地裁：「商品の品質が著しく優良であると表示するものとはいえない」と判断
 - 消費者庁の措置命令は前提を欠いており違法と結論づけた

法的意義

1. 消費者庁の措置命令を取り消した初の判決
2. 「著しく優良」の判断基準に関する先例となる可能性
3. 広告表示の言葉の解釈において、文脈や全体の印象を重視する姿勢を示した

5. 「糖質カット」の科学的根拠に関する調査

国民生活センターのテスト結果

国民生活センターは 2023 年 3 月、「糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際」と題した報告書を公表しました。6 銘柄の糖質カット炊飯器について実証テストを行った結果は以下の通りです：

1. すべての銘柄で「通常炊飯」より「糖質カット炊飯」のごはんの方が 100g 当たりの糖質（でんぷん）の割合は約 1～3 割低かった
2. しかし、低減率が広告等でうたわれていた 5 銘柄中 4 銘柄では、その低減率を満たさなかった
3. 糖質カット炊飯では水分量が増加（約 1～2 割増）し、炊き上がりごはんの総重量は

約 1～3 割増加

4. 同じ量の米から炊いたごはんに含まれる糖質（でんぷん）の総量には大きな差はなかった
5. 「糖質カット炊飯」のごはんを同量食べた場合には糖質摂取量は減るが、炊いた全量を食べると摂取する糖質量に大きな差はない

専門家の見解

栄養学や食品科学の専門家からは以下のような見解が示されています：

1. 糖質カット炊飯器の仕組み自体は理にかなっている（溶出した糖質を分離する）
2. しかし実際の効果は限定的で、広告で謳われる高い糖質カット率を達成するのは難しい
3. 健康効果を得るには、炊飯器の機能だけでなく「食べる量」の調整が重要
4. 効果が認められるとしても、通常のごはんより水分が多く含まれることで相対的に糖質濃度が下がるという効果が主

6. 景品表示法における「不実証広告規制」と今回の判決の影響

不実証広告規制の概要

景品表示法第 7 条第 2 項の不実証広告規制は以下のような仕組みです：

1. 消費者庁が商品・サービスの効果や性能について優良誤認表示の疑いがあると判断した場合、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる
2. 事業者が資料を提出しない場合、または提出した資料が合理的な根拠を示すものと認められない場合、当該表示は優良誤認表示とみなされる
3. 資料が「合理的な根拠」と認められるための条件：
 - 客観的に実証された内容のものであること（関連する学術界・産業界で一般的に認められた方法による試験・調査結果等）
 - 表示された効果・性能と資料によって実証された内容が適切に対応していること

今回の判決が与える影響

1. 優良誤認表示の前提となる「消費者の受け止め方」の判断に影響
 - 今回の判決は、表示から直接的に「通常の炊飯と同様」と読み取れない場合、消費者庁の解釈が認められない可能性を示した
2. 健康・機能性を謳う商品の広告表示に対する規制の見直し
 - 広告文言の解釈において、個々の言葉ではなく文脈や全体のメッセージをより重視する傾向が強まる可能性
3. 事業者側の対応への影響
 - 事業者は「合理的な根拠」の提出だけでなく、表示自体の受け止められ方に

についても争う余地があることを示した

7. 判決に対する反応

当事者の反応

- forty-four 社の弁護士：「正しい判断が示されたことに満足しています」
- 消費者庁：「主張が認められなかったことは残念です。判決内容を精査した上で対応を検討します」

業界・専門家の反応

- 他の糖質カット炊飯器メーカー：具体的なコメントは報道されていないが、同様の措置命令を受けた他社（ニトリなど）にとっても重要な先例となる可能性
- 消費者団体：特定の反応は報道されていないが、健康効果を謳う商品の表示規制が緩和される懸念を示す可能性がある
- 法律専門家：不実証広告規制の運用に一定の歯止めがかかる可能性を指摘

8. 総合分析：今後の展開と消費者への提言

今後の展開予測

1. 消費者庁の控訴可能性
 - 措置命令取消しの初の判決であり、不実証広告規制の運用に大きな影響を与えるため、控訴する可能性が高い
2. 他の糖質カット炊飯器の措置命令への波及
 - 同様の措置命令を受けた他社も取消訴訟を検討する可能性
 - 消費者庁は今後の表示規制のアプローチを見直す可能性
3. 景品表示法の運用見直し
 - 「合理的な根拠」の判断基準や「著しく優良」の解釈について、より明確なガイドラインが示される可能性

消費者への提言

1. 糖質カット炊飯器の選び方
 - 表示されている糖質カット率だけでなく、実際の仕組みや使用方法を理解することが重要
 - 国民生活センターのテスト結果など第三者機関の評価を参考にする
2. 期待すべき効果の理解
 - 同じ量の米から炊いた全量を食べれば、糖質摂取量に大きな差はない
 - 効果を得るには、食べる量の調整が重要
3. 健康管理における位置づけ
 - 糖質カット炊飯器は健康管理の補助的手段として考え、食事全体のバランスや運動など総合的なアプローチを重視すべき

4. 広告表示の見方

- 健康効果を謳う商品の広告表示は、科学的根拠の有無を批判的に検討する姿勢が重要
- 「～%カット」などの数字には、測定条件や比較対象が影響するため、詳細を確認する習慣をつける

結論

東京地裁による消費者庁の措置命令取消し判決は、景品表示法における優良誤認表示の解釈に一石を投じるものとなりました。広告表示の受け止め方には消費者の主観や文脈理解が影響するという点を重視した判断です。一方で、国民生活センターのテスト結果が示すように、糖質カット炊飯器の効果には科学的な限界もあります。消費者は表示を鵜呑みにせず、仕組みや効果の本質を理解した上で、自身の健康管理に役立てることが重要です。また、行政による広告表示規制と事業者の表現の自由のバランスを考慮しつつ、より明確で科学的根拠に基づいた情報提供が求められています。

国民生活センター¹ 消費者庁² 朝日新聞³ 読売新聞⁴ NHK ニュース⁵

Appendix: Supplementary Video Resources



【措置命令】炊飯器広告で“誤解与える表示” ニトリなど4社に ...

Feb 8, 2024



「糖質カット」炊飯器 表示のカット率に遠く及ばず 国民生活 ...

Mar 15, 2023



消費者庁の措置命令取り消し 「糖質カット」炊飯器巡り初 ...

1 day ago

もっと詳しく

1

www.kokusen.go.jp

2

www.caa.go.jp

3

www.asahi.com

4

www.yomiuri.co.jp

5

www3.nhk.or.jp

